

ソースタイン・ヴェブレンの所有権の概念

齋 藤 宏 之

I ヴェブレンの進化論的経済学

ソースタイン・B・ヴェブレン (Thorstein Bunde Veblen) は、アメリカで独自の経済学の学派を創設し、制度主義の伝統の基礎を築いた。

ヴェブレンは、制度がどのように変化するか、その理論を立てる際、生物進化のダーウィン説に依拠した。チャールズ・R・ダーウィン (Charles Robert Darwin) は自然選択説を模索していたとき、トマス・R・マルサス (Thomas Robert Malthus) の人口論から刺激を受けたが、ウェズレー・C・ミッチェル (Wesley Clair Mitchell) が主張するように、「生物学が経済学に負っていたこの借金の賦払金は、ダーウィン学説がヴェブレンの文化理論に与えた刺激が支払った¹⁾」とあってよいであろう。ヴェブレンは、ダーウィン説の枠組みとその学説の概念を一般化し経済を分析する際、制度がどのように進化するか、その過程に注意を集中した。制度的構造は、経済体制が機能するうえで基本的な役割を演ずると同時に、経済体制は、時系列でみた場合絶えず変化するから、制度と進化の概念が経済理論の中核をなすこととなった。ロバート・トリヴァース (Robert Trivers) も、「ダーウィン以降、変異それ自体が現実で重要であると見なされるようになった

……²⁾」と述べている。

同様にヴェブレンは、ダーウィンの影響を受けたプラグマティズムも重要視した。それゆえ「……プラグマティズムと制度派経済学は、思想のかなり広範で、またいかにもアメリカらしい運動の一部を形成した……³⁾」と考えられているし、プラグマティズムの哲学が、制度学派を特徴づけているという見解も確かに存在する。ひいては制度学派は「プラグマティズムが生み出した正真正銘の産物⁴⁾」とさえいわれている。

それゆえヴェブレンは、科学の分類学的意図、科学研究の定義と分類の目的、最終的な限界点への関心、自然法から決別し、「自己継続的で自己増殖的で最終的な限界点是有していない⁵⁾」連続した変化の累積的過程の理論を構築しようとした⁶⁾。そこで古典派経済学の前提が薄弱であることを暴露し、この点との関連で限界主義の比較静学理論を批判した。かつてエリック・ロール (Eric

1) Wesley Clair Mitchell, "The Place of Veblen in the History of Ideas," in *Veblen's Century: A Collective Portrait* edited with an introduction by Irving Louis Horowitz (New Brunswick: Transaction Publishers, 2002), p. 47.

2) Robert Trivers, *Social Evolution* (Menlo Park: The Benjamin/Cummings Publishing Company, Inc., 1985), p. 22. (中嶋康裕, 福井康雄, 原田泰志訳『生物の社会進化』産業図書, 1991年, 28ページ。) — なお、訳文は必ずしもそれによったわけではなく、私の自由に訳している。

3) Henry William Spiegel, *The Growth of Economic Thought* (Durham: Duke University Press, 1991), p. 629.

4) Eduard Heimann, *History of Economic Doctrines: An Introduction to Economic Theory* (New York: Oxford University Press, 1945), p. 182. (喜多村浩訳『経済学説史』中央公論社, 1950年, 283ページ。)

5) Thorstein Veblen, *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays* (New Brunswick: Transaction Publishers, 1990), p. 37.

6) *Ibid.*, pp. 36-37.

Roll) が「思想の獨創性・範囲・深さのすべての規準に基づくと、ここ 250 年間に経済・社会問題を熟考するうえで、影響力を増大させてきた極限のえり抜きの一団に入れられるべき十分な資格をもつものはヴェブレンを以てほとんどいない⁷⁾」あるいは「……もし貢献の唯一性とはいわないまでも獨創性が決定的に優れている比例代表制という方式によって、ひとりのアメリカ人が偉大な経済学者に入れるべく選ばれることになるのなら、この目的のためにヴェブレンほどの適任者はほとんどいない⁸⁾」とかつて彼を評した理由も首肯できよう。

こうしてヴェブレンは経済学に偉大な足跡を残した。このヴェブレンの研究を独自の展開していった傑物が、ジョン・R・コモンス (John Rogers Commons), ミッチェル, ジョン・M・クラーク (John Maurice Clark), ロバート・F・ホクシー (Robert F. Hoxie), ウォルター・W・スチュアート (Walter W. Stewart), アドルフ・A・バーリ (Adolf A. Berle), ガーディナー・C・ミーンズ (Gardiner Coit Means), C. ライト・ミルズ (C. Wright Mills), カールトン・パーカー (Carleton Parker), エゼキエル・H・ダウニー (Ezekiel H. Downey) らであった。アメリカの学界では、1920 年代から 30 年代にかけて制度学派は最盛期を迎えた。アメリカ経済学の「主流」の一部⁹⁾ となり、「……制度学派の学説は、経済学方法論の分野で議論の最も人気のあるテーマと

なった¹⁰⁾。」

けれども経済学におけるケインズ革命や 1940 年代から 50 年代にかけての数学的手法が急激に発展したことによって、制度主義者たちの発生論的見解が及ぼす影響力は弱まった。ヴェブレン思想の流れをくむクラレンス・エアーズ (Clarence Ayres) ですら、「新古典派の主流派が制度主義の接近方法に対して勝利を得たこと¹¹⁾」を認めた。

それゆえ今日制度主義者と呼ぶことのできる経済学者は多いとはいえないのであろうが、研究起源をめぐってヴェブレンとの関連を認めることができるものはいる。彼らは皆ヴェブレンの研究を規準として、いわゆる正統派経済学の限界を克服しようとしている。エアーズを初めとして、例えば、ジョン・K・ガルブレith (John Kenneth Galbraith), ウィリアム・ダガー (William Dugger), J. ロン・スタンフィールド (J. Ron Stanfield), デイヴィッド・ハミルトン (David Hamilton), ウェンデル・ゴードン (Wendell Gordon), マーク・トゥール (Marc Tool), ワレン・サミュエルズ (Warren Samuels), ジェフリー・ホジソン (Geoffrey M. Hodgson), アン・ジェニングズ (Ann Jennings), グンナー・ミュルダール (Gunnar Myrdal) らである。この意味でサミュエルズが述べるように「旧制度学派は存続しているし、たとえ盛況でないにせよ悪いとはいえない¹²⁾。」さらにホジソンに至っては、「制度派経済学の元来の伝統は生き延びており、今日復活の兆しを見せている¹³⁾」とさえ主張している。

7) Eric Roll, *A History of Economic Thought* (London: Faber and Faber LTD, 1978), p. 439. (隅谷三喜男訳『経済学説史』下巻, 有斐閣, 1970年, 248ページ.)

8) *Ibid.*, p. 440. (上掲訳書, 下巻, 249ページ.)

9) Malcolm Rutherford, *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947: Science and Social Control* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), p. 7; Cf. Malcolm Rutherford, "American Institutionalism and its British Connections," *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 14, No. 2, June, 2007, pp. 291-292.

10) E. Roll, *op. cit.*, p. 453. (前掲訳書, 下巻, 263ページ.)

11) Alan Hutton, "Institutionalism: Old and New," in *Encyclopedia of Political Economy*, edited by Phillip Anthony O'Hara (London: Routledge, 1999), p. 532.

12) Warren J. Samuels, "Institutional Economics after One Century," *Journal of Economic Issues*, Vol. 34, No. 2, June, 2000, p. 305.

13) Geoffrey M. Hodgson, "Institutional Economics," in *A Companion to the History of Economic Thought*, edited by Warren J. Samuels, Jeff E. Biddle, John B. Davis (Malden: Blackwell Publishing, 2003), p. 462.

このようにみえてくると、制度学派を研究する現代的価値は決して小さくないといってよいであろう。そしてその価値を起源に遡及して正当に評価するうえで、ヴェブレン経済思想の検討は避けて通れない。この観点から本論文においては、彼の経済思想において本質的と考えられる一側面に光明を投じることとする。すなわち、経済体制の継続的な進化と経済体制内部での制度の継続的選択の研究、また生活体系の発生論的研究、そして物質文明の生活史の研究である¹⁴⁾。

これらの諸点を追究すべく、ヴェブレンの2本の論文「所有権の起源¹⁵⁾」(“The Beginnings of Ownership”)ならびに「野蛮時代の女性の地位¹⁶⁾」(“The Barbarian Status of Women”)に着目した。これらの諸論文に通底して見て取れるのは、理論構造が依拠する先入観を念頭に置きつつ、同時にダーウィン、その影響を強く受けたプラグマティズムの哲学者であるウィリアム・ジェームズ(William James)、および文化人類学の研究成果を踏まえながら、平和的制度から略奪的制度への選択的過程の解明を試みている点である。具体的にいえば、これからみていくように、ヴェブレンは、所有権は競争の起源をもつ私的所有と家父長制度の家族との原型であるという「所有権の起源」のなかで指摘した見地を、「野蛮時代の女性の地位」において歴史的過程に照らしてさらに詳述していく。それゆえこれらの2本の諸論文は全体として考察すべきである。かくしてそれらの諸論文の上記の特徴に鑑み、ダーウィン流の進化論に基づくヴェブレンの所有をめぐる歴史的理解の核心をより明確に捉えるうえでの手がかりを得ようと考えている。そこで章を改めてヴェブレンの

論文「所有権の起源」と「野蛮時代の女性の地位」を逐次みていくこととする。

II 所有権の起源

所有権を所有者の生産的労働に基礎づけて、有用なものを生産した者がそれを所有し享受すべきであるとする見解は、社会主義者から古典主義者に至る経済学者が、公理的前提として受け入れてきたとヴェブレンはみる。換言すれば、「正常な状態において、富は生産物に対する受取人の貢献に見合っており、そしてある適切な意味では受取人の貢献のゆえに分配される¹⁷⁾」というのである。

ヴェブレンによれば、財産の起源についての臆測的歴史は、自然権と自然の理法の先入観に基づいて行われる臆測から案出されてきた。しかし実際には、この財産の自然権論を基礎づける孤立した自給自足できる個人は存在しないという。生産は社会においてしか行われなければならないからである。具体的にいえば、伝統、道具、専門知識、慣習をもち、それらを伝えるだけの大きな産業地域社会が協同することを通してしか行われなければならないからである。個人は生産することもなければ、生産力ももっていないがゆえに、所有権を所有者の個人的な生産的労働に基づかせる自然権の先入観は、不合理であることを証明しているとヴェブレンは捉える¹⁸⁾。

ヴェブレンの分析では、所有制度の起源は初期野蛮人の思考習慣に求められる。そこでヴェブレンは、未開人が自身の人格に直接付随し、習慣的に利用するために取っておかれるものをどのように常習的にみるかに注視する。これは民族心理学の問題であり、機械的事実の問題ではないとヴェブレンは考える。

ヴェブレンによれば、洗練されていなければ、未開人であろうと文明人であろうと、現象を人格の見地から考えがちである。この思考習慣の指導

¹⁴⁾ T. Veblen, *op. cit.*, p. 241.

¹⁵⁾ Thorstein Veblen, “The Beginnings of Ownership,” *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 3, November, 1898, pp. 352-365.

¹⁶⁾ Thorstein Veblen, “The Barbarian Status of Women,” *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 4, January, 1899, pp. 503-514.

¹⁷⁾ T. Veblen, “The Beginnings of Ownership,” p. 352.

¹⁸⁾ *Ibid.*, pp. 353-354.

のもと、個人とその人格の影響との関係は、所有権と比べて内奥的であると考えられているとヴェブレンはいう¹⁹⁾。

未開人や野蛮人の個性は、ヴェブレンの見解によれば、事実やもののかかなり広範な周辺部に及んでいると考えられており、この周辺部は多少とも直接的に未開人や野蛮人に付随している。この事実やものの疑似人格的周辺部が包含するものは、自身の影、水や類似した表面に映った影、名前、特有な入れ墨の跡、トーテム、一瞥、呼吸、手形・足跡、声、画像、排出物や放出物、爪の切りくず、刈り毛、装飾品や魔除け、普段着、武器である²⁰⁾。

ヴェブレンによれば、「個人の個性は、見分けがつかぬほどかすかに半影的に徐々に外界に変化していく。疑似人格的周辺部の範囲に入るものや事実、極めて重大な意味で自分にとって人格的なものとして未開人の思考習慣のなかで異彩を放つ²¹⁾。」それゆえこれらのものや事実、自分のものであると考えられる。

ヴェブレンは、疑似人格的周縁部が存在する証拠として、共感呪術の意識的習慣を挙げる。その本質的根拠を、疑似人格的周辺部の内部に存在するあるものを用いて、ある人格に所期の効果を発することができるという信念に求める。人格とあるものとの関係が共感呪術の目的で使われるときは常に、その関係は単純な法的所有権よりも重要であると見なされるという。

このようにヴェブレンのみるところでは、原始未開人のこのわずかな所持品は、本源的に自身の人格に有機的に付随しているから、未開人は財産とみていない。疑似人格的周辺部の縁に沿って存在するある品物は、時が経過するにつれて、あるいは人格ともとの関係を自発的に断つことによって、周辺部から排除され疎外されて、ものが

人格の有機的範囲から逃れると、他の人格の範囲に移行するかもしれないし、あるいはもしその品物が公共の用途に役立つのであれば、共同社会の共通財産に移行するかもしれない。この共通財産については、所有概念は原始共同体においては適用されない。共同体所有は派生的概念であり、私的所有の概念に先行してはいたはずはないとヴェブレンは考える²²⁾。

ヴェブレンは、次の見解を披瀝する。

「所有権の観念が精巧に作り上げられ、一貫性を相当もってしまうと、使用者の人格が広がっているという概念が、その使用者が所有する品物に当てはまることを見いだすのは珍しくはない。それに加えてある品物はある個人の疑似人格的周辺部にあると同時に別の他人が所有しているとも認識されるかもしれない²³⁾。」

さらにヴェブレンは、ある人格が広がることによって及ぶものあるいは所有されるものという概念が、それぞれ他方の概念のなかで失われることもなく、同一の個人がその品物と両方関係していることもあるとみる。

そこでヴェブレンは、「疑似人格的周辺部に包含されている事実やものを再分類する衝動は、その事実やものの一部を、若干の他のものと共に所有権という新たな範疇に置くために、領域を所有権が侵害する概念よりも後に成長した抑制要件から生ずるに違いない²⁴⁾」と述べる。

それゆえ所有権は、因習的事実であり習得されねばならない。文化的事実であり、これまでに習慣化の長い過程を経て制度になり、何世代にもわたって伝えられる。

翻って財産は、ヴェブレンによれば、武勇によりあるいは上位者からの黙許により保有される。財産保有の明確な根拠として武勇に頼ることが、直接的に習慣的になるのは、初期野蛮文化へと発

19) *Ibid.*, p.355.

20) *Ibid.*, pp. 355-356.

21) *Ibid.*, p. 356.

22) *Ibid.*, pp. 357-358.

23) *Ibid.*, p. 358.

24) *Ibid.*, p. 359.

展を遡っていくのに比例するとヴェブレンは捉える。ヴェブレンは、何が所有権とその伝承を取り巻く正当な条件や状況であるかをめぐって、主に、習慣的な受容という事実を求める。「奪取と強制的保有はすぐに正当な慣例となり、結果として生ずる保有は、習慣化を通して不可侵になる²⁵⁾」とヴェブレンはいう。

英雄的行為としての仕事と骨折り仕事の間の人の妬みを買うような区別がない共同社会では、財産の保有はない。極めて未開の初期共同社会において、取り分け平和な未開人の財産のない群れにおいては、「群れに属する成員の努力による生産物は、集団的あるいは無差別に消費される。個人の権利あるいは所有権という問題はない。所有権の問題は、品物が生産されてきたという事実、あるいは品物が消費するばかりの形でいつでも使えるようになっているという事実によって持ち出されるのではない²⁶⁾。」

ヴェブレンは、所有権の最初の出現を、平和的な生活習慣から略奪的な生活習慣に移行する初期野蛮段階に見いだす。この様相においては、所有権は強制と強奪の習慣であり、慣習の監視のもと体系的かつ不変になる。

また「個人のために財を強奪し蓄積する意識的習慣は、原始的未開の平和的共産主義的体制のもとでは、新しい制度を創始する程までには台頭できなかつた²⁷⁾。」

略奪的生活の出現と共に現れてきたのが、ヴェブレンによれば、敵から財を強奪する意識的な習慣であった。しかし略奪習慣が強奪したものの個人的所有を生じさせるには、これらのものは即時的消耗生活手段ではなく、耐久的でなければならぬ。「……個人が貯蔵された財を占有するという観念は、原始人の一般的思考習慣とは合わない²⁸⁾。」

ヴェブレンのみるところでは、財産の観念は、有形で耐久的な売れる品物以外のものと容易には結びつかない。それゆえ「……文化の早い非商業の様相では、所有権の概念を明らかな耐久品以外のものに適用する機会はほとんどないし、適用するにも大変難しい²⁹⁾」とヴェブレンは述べる。

そこでヴェブレンは、注目に値する見解を披瀝する。

「所有権制度が、財を強奪することを通じて初期略奪生活時代にどのように発生し得たか理解し難い。しかし人の強奪に関する状況は違う。捕虜は、共同社会の消費体系には合わないものであるし、個々の捕獲者が捕虜を専有しても、集団に対し明らかな損害はもたらさない。同時にこれらの捕虜は、個性の点で捕獲者と相変わらず明らかに異なる。それだから疑似人格的周辺部には容易には取り込まれない。粗野な状況の下で捕虜は女性であるのが大部分である。……女性は命令と支配に適した対象である³⁰⁾。」

ヴェブレンは、「この意識的習慣が固まって慣習を形成すると、捕獲者は、自分が強奪した女性を排他的に使用したり乱用したりする慣習上の権利を行使するようになる³¹⁾」とし、この慣習上の権利が所有権の関係を生じさせると捉える。「この捕獲の慣例が共同社会の習慣に辿り着いた後、このように余儀なくそして証拠として捕らえられた女性は、捕獲者と因習的に認められた婚姻関係に入るのが一般的になる³²⁾」と考え、この所有婚は、競争的起源をもつ私的所有と家父長制度の家族との原型にみえるという。

そして所有権は捕獲された女性以外の人へと拡大していく。ヴェブレンは、経済進化の点では所有婚の制度が据えられてから程遠からぬ時点で、消費財の所有権が生じたと考える。

そこでヴェブレンはこう述べる。

25) *Ibid.*, p. 361.

26) *Ibid.*, p. 361.

27) *Ibid.*, p. 362.

28) *Ibid.*, p. 363.

29) *Ibid.*, p. 363.

30) *Ibid.*, pp. 363-364.

31) *Ibid.*, p. 364.

32) *Ibid.*, p. 364.

「……人の妬みを買うような私の利害と同一視される個人あるいは私に屈従する個人を、『私のもの』と見なしたり主張したりする習慣が、人々の思考習慣の公認の不可欠の部分になると、この新たに獲得された所有権の概念が、所有されている人が遂行した労働の生産物にまで拡大することは、比較的容易なこととなる。そして本来の所有権制度を形作るのに極めて大きな役割を担う競争への同一の性向が、この性向の活動を所有されるものの新しい範疇に拡大する³³⁾。」

こうしてヴェブレンは、「消費財を専有し蓄積することは、原始的な一群の共産主義からの直接の所産として台頭したのではなく、人の所有の容易で目立たない帰結として出現した³⁴⁾」と結論づける。

Ⅲ 野蛮時代の女性の地位

ヴェブレンは、野蛮文化の起源を、産業が成長するにつれて、略奪的に生活することができるようになる点に求める。道具を益々効率的に利用できるようになったことに起因し、労働能率が上昇した結果、妬みを起こさせる差別が現れ、この差別に付随して原始共同体を占めていた職業は二つの異なる集団に分類される。名誉の職業と屈辱的な職業である。前者は武勇を要件としており、後者は勤勉を必要とし、勇敢の徳の要素はないとヴェブレンはいう。

そこでヴェブレンの考えでは、集団は、戦闘階級と平和を維持する階級とに因習的に分かれる。労働も対応して分かれる。戦闘は、功績という要素を含む他の労働と共に、壮健な男性の職業となる。決まりきった日常の仕事は女性や虚弱な人の役目となる。そのような共同社会では、女性や女性の職業に関する禁忌のように、虚弱は軽蔑される。虚弱は、古代の精霊信仰的な未開人の理解で

は、共感的な影響や伝授によって有害な結果をもたらす伝染力を有する。それゆえ壮健な男性は、女性との不相応な接触を避け、女性に特有な職業で汚されないようにする³⁵⁾。

こうしてヴェブレンによれば、平和的な生活習慣から略奪的な生活習慣に移行すると、集団に流布している思考習慣も変化する。功績を重んじる集団の生活体系においては、集団的に戦う能力が、男性の最も重大な問題となり、集団の他の活動は目立たなくなり、集団的戦闘能力の見地から人と行為が評価される³⁶⁾。

ヴェブレンは、略奪的未開集団の仕事は、武勇という規範の支配のもと徐々に特殊化し分化するという³⁷⁾。戦闘階級が支配的立場にあるところでは、行為の規準は戦士の常識、つまり壮健な男性の生活習慣が作り上げる。その集団の女性は抑圧・卑下されるが、敵対集団から捕らえられた女性は、従属的な下層階級に属するばかりでなく、襲撃のトロフィーであり、それゆえ功績の証拠であるから、その女性の捕獲者と支配の特別な関係をもつとヴェブレンは捉える。

捕らえた女性を専有する習慣が慣習になると、強制に基づく婚姻形態と所有概念を生じさせる。所有婚制度は、ヴェブレンの考えでは、男性が女性に対して取る名誉ある姿勢は強制であるという根拠に基づいて、唯一の立派な高潔な関係様式として容認される。

ヴェブレンは、略奪的生活習慣が支配的になると、男性は所有婚という名誉を与える関係を結ばねばならないという。捕獲の是認を得ていない婚姻関係の形態は、強壯な男性に相応しくなくなるからである。しかし集団の規模が増大するにつれ

³⁵⁾ T. Veblen, "The Barbarian Status of Women," p. 504.

³⁶⁾ *Ibid.*, p. 505.

³⁷⁾ ヴェブレンはこう述べる。

「個人は、何が正しくてよいかの感覚が公認の見解から大きく逸脱していると、ある程度の抑圧を受ける。そしてもし極端に逸脱した場合、個人は集団の実際の生活から追放によって排除される。」*Ibid.*, p. 506.

³³⁾ *Ibid.*, p. 365.

³⁴⁾ *Ibid.*, p. 365.

て、略奪することで女性を供給することは困難となり、体面の要件を保持する救済策を見だし、集団内部から女性と結婚することを容認せざるを得なくなる³⁸⁾。「……集団内部から妻として迎えられた女性の地位は、模倣あるいは儀式上の略奪によって繕われようとされる³⁹⁾。」

ヴェブレンはこう述べる。

「儀式上の略奪は、自由の身の女性をより意にかなう女性の階級に同化させることをもたらす。それゆえ女性は、強制という拘束によってある主人に結びつけられている。そして儀式上の略奪は、儀式上の正当性と体面を結果として生ずる婚姻関係に与える。このようにして自由な女性を奴隷という賞賛すべき面目が保てる階級に受け入れるほとんど確かな動機は、本質的には、女性の地位あるいは運命を改善したいと望むことではなく、むしろこれらの立派な男性に恥をかかせないことを望むことである……⁴⁰⁾。」

ヴェブレンは、見せかけの略奪による婚姻は擬態の一例であると捉える。自由な女性を自由のない階級に受け入れることは、代用であるけれども本来の事実に近い模倣である。ヴェブレンは、「野蠻人は、……模倣や儀式上の執行が効果的な働きをする能力を絶対的に信じている⁴¹⁾」とし、こう述べる。

「原始未開人の洗練されていない常識は、因果的連鎖や事象を意志力や性向の見地から理解する。このように精霊論的な先入観の観点からみると、過程はすべて目的論的であるのが実体であり、過程に帰せられる傾向は正当な目的に邪魔されない。……必然的な結果として、当然のことながら、ひとたび予期された極致に導く運動が公認の形あるいは連鎖のなかで詳しく述べられてくると、同一の重大な結果が、模倣された過程が生み出す結果として得られるということになる。……それゆ

えおそらく見せかけの略奪あるいは見せかけの強奪という意識的習慣があるし、それゆえ男性を長とする家族が普及している人々の結婚式において女性の側で忠誠と服従を明確に公言するようになる。……そのような事例のすべてにおいて、婚姻は、起源に関していえば、隷属の手ほどきを授けられる儀式である⁴²⁾。」

ヴェブレンは、家父長制家族は、略奪的制度を起源とし、好戦的共同社会の構成員同士の競争に起因すると捉える。女性を所有し支配することは、武勇と地位の高さに満足する証拠となるから、捕獲される女性の数が増えれば増えるほど、女性を所有することによってその支配者が得る名誉は大きくなる。それゆえ一夫多妻が普及するとヴェブレンは考える⁴³⁾。「これらの共同社会の制度上の構造における支配的特徴は、地位の特徴であり、その経済生活の基礎は、厳格な所有体制である⁴⁴⁾。」

心理学的起源に関しては、個人の所有権・身分体制・父系家族は緊密に関連している。

所有婚を受け入れることをめぐって、婚姻関係にもたらされる根本的相違は、男性が強制を行使することと、女性が随意に婚姻関係を終了させる権利を喪失したことである。ヴェブレンは、近代産業に直接従事している階級の間で家父長制家族も崩壊すると考える。種族の最も古くからある思考習慣とも、平和的で産業的な生活様式の要件とも矛盾しているからである。

以上ヴェブレンの所説の主要な論点を取りあげてきた。次にその見解を検討することとする。

IV ヴェブレンの所有権をめぐる基本的見地

まずヴェブレンは、その論文「所有権の起源」において、経済学者が、所有権を所有者の個人的な生産的労働に基づかせる自然権の先入観は不合

38) *Ibid.*, p. 508.

39) *Ibid.*, p. 508.

40) *Ibid.*, pp. 508-509.

41) *Ibid.*, p. 509.

42) *Ibid.*, pp. 509-510.

43) *Ibid.*, p. 510.

44) *Ibid.*, p. 510.

理であるという。個人は生産することもなければ、生産力ももっていないからである。

ヴェブレンは、所有制度の起源を、機械的ではなく民族心理学的に捉え、初期野蛮人の思考習慣に求める。まず疑似人格的周辺部の存在を確信し、これは自身の人格に付随しているから、財産ではないとする。疑似人格的周辺部の縁に沿って存在する品物は、他の人格の範囲あるいは共同社会の共通財産に移行するかもしれないけれども、所有概念は原始共同体においては存在しない。

所有権は、ヴェブレンの考えでは、文化的事実であり、習慣化の過程を経て制度になり、伝えられていく。ここでヴェブレンは、略奪的生活の出現と共に、敵から財を強奪する意識的な習慣が現れてきた事実を重要視する。この状況下で捕らえられるのは、疑似人格的周辺部には容易には取り込まれない女性であるという。捕獲者は、自分が強奪した女性を排他的に使用したり乱用したりするようになり、所有権の関係が生じるとみる。漸次所有権は捕獲された女性以外の人へと拡大し、所有されている人が遂行した労働の生産物にまで拡大していくこととなる。

次いでヴェブレンが「野蛮時代の女性の地位」のなかでみるところでは、産業が成長するにつれて略奪的に生活できるようになると、職業は名誉の職業と屈辱的な職業に、階級は戦闘階級と平和を維持する階級に、仕事は功績を伴う壮健な男性の戦闘の仕事と女性や虚弱な人の行う日常的な仕事にそれぞれ分かれる。

そこで行為の規準は、ヴェブレンの解釈によれば、壮健な男性の生活習慣が作り上げる。そして敵対集団から捕らえられた女性は、功績の証拠であるから、強制に基づく婚姻形態と所有概念を生じさせる。しかし集団の規模が増大するにつれて、略奪することで女性を供給することは困難となり、集団内部から女性と結婚することを容認せざるを得なくなる。家父長制家族においては、婚姻は隷属の手ほどきを授けられる儀式となる。しかし家父長制家族は、近代産業に直接従事している

階級の思考習慣と矛盾しているがゆえに崩壊するとヴェブレンは考える。

ここでヴェブレンの如上の所有権をめぐる考えを枢軸に、彼の思想を掘り下げていこうと思う。

さてヴェブレンは、その著『営利企業の理論』(*The Theory of Business Enterprise*) においては、上述の所有権について理論構造が依拠する先入観を念頭に置きながらこう述べる。

「この近代ヨーロッパの常識的な理論によれば、所有権は『自然権』である。人間が作ったもの、自らの有する『労働と混ぜて作ったもの』は何でも、それによって自分の財産とする。自らが望むように自分が作ったものを処理することが、財産権である。自分の労働の対象に、自由裁量の支配を拡張する。この支配は、必然的に、本来、自分自身の挙動に影響を及ぼす。必然的に彼がそうしたという理由で、その労働対象は自らの財産権である。『かくして労働が、初めは、所有権を与えた。』個人の力、つまり労働者が物質的な事実を人間が利用できるように向ける機能効率は、この学説では、所有権の決定的な自明の根拠として容認されている。この背後に論点が入り込んでいない。入り込んでいるとすれば、ただ論点が、労働者の創造的能率を、絶対者つまり『造物主』の創造的能率における隠された源泉にまで遡る以外ない。自然権の初期の主唱者について、所有権あるいは他の自然権を擁護しようがしまいが、習慣になっていることは、究極的には、原因を創造者の自由裁量の気質や製作的能率に基づかせることである。しかし自然権を絶対者の選択や創造の仕事にまで帰することは、ジョン・ロック (John Locke) においてすら、多少おざなりなところがある。それゆえその後自然権学説の生活史においては失効している。しかるに中心的な教義、つまり所有権は自然権であり、この自然権は生産的労働ならびに所有者の自由裁量の選択に依存しているということは、徐々に、批判を超越し、自明の現実性を増している。絶対者は、必然的に、18世紀の間に、

所有権論から抜け落ちる⁴⁵⁾。」

ヴェブレンによれば、進化論以前の科学は、所有権は自然権と考え、所有の自然法理論、つまり自然法学者の思弁である。社会科学については、ジョゼフ・シュムペーター (Joseph Schumpeter) が述べるように、問題を生じさせる一連の相互に関連する現象が存在するという認識は、自然法の概念のなかでできあがるといってよいであろう⁴⁶⁾。社会は、自然の原理に基づいている。進化論以前の科学は、変化しないものを時空に見だし、経済現象は制度に起因するとは捉えず、歴史・制度研究の重要性をないがしろにする。

これに対しヴェブレンは、社会過程の理論を立てる際、生活がどのように展開するか説明する。制度の起源と変化過程、具体的には平和的制度から略奪的制度への選択的過程の研究に取り組む。ヴェブレンはこう述べる。

「文化の成長は習慣化の累積的連鎖である。……新しい動きはそれぞれ新しい状況を作り出し、この状況が習慣的な反応様式でさらなる新たな変化を誘発する。……新たな状況はそれぞれ先んじていたものが変化したものであるし、原因因子として、先んじていたものが影響を及ぼしたもののすべてを具象化する⁴⁷⁾。」

慣習や思考習慣は、因習や生活方法が選択的に順応し累積的に変化する。進化は習慣が生活の環境に迫られて、選択的に順応していく過程である。この習慣の順応は、制度が成長する選択過程である⁴⁸⁾。行動は、社会制度によって社会生活に順応

することから生ずる。制度は、社会の生活過程を継続する習慣的方法である。こうしてヴェブレンは、経済活動と制度構造との相互作用を説明しようとした。

ヴェブレンは、自身の方法について注目に値する見解を披瀝する。

「社会における人間の生活は、他の種の生活と同様に、生存競争であり、それゆえ選択的順応の過程である。社会構造の進化は制度の自然選択の過程であった。人間制度や人間の性格は進歩してきたし現在も進歩しているが、その進歩は、概して、最適思考習慣の自然選択と個人が環境に強制的に順応させられる過程に帰せられよう。そして環境は、共同社会が成長するにつれて、また人間が生活する環境が変化するにつれて、漸次変化してきた。制度は、それ自体、選択的・順応的過程に起因するだけではない。もっともこの過程が有力なあるいは支配的なタイプの精神的態度や習性を作る。制度は、それと同時に、生活と人間関係との特異な秩序でもある。それゆえ立ち代わって選択を引き起こす要因にもなる⁴⁹⁾。」

換言すれば、ヴェブレンは自然淘汰の見地から制度変化が習慣にどのような影響を及ぼすか考察した。この際習慣概念の重要性を、ダーウィン、その影響を強く受けたジェームズ、および文化人類学の科学研究から学んだ。なかんずくジェームズの著『心理学原理』 (*Principles of Psychology*) のなかで述べられた心の習慣の概念を巧みに利用した。本能と関連する習慣は、一定の行動様式を成長させ、行動を規定するうえで重要な役割を演ずると考える。

習慣は性向であり、環境要因が作り、また思考・行動の基礎をなし、そして文化的に伝えられる。ホジソンは、ヴェブレンの所説を引き合いに出し

45) Thorstein Veblen, *The Theory of Business Enterprise* (New York: Augustus M. Kelly, Bookseller, 1975), p. 40. (小原敬士訳『企業の理論』勁草書房、2002年、60～61ページ。)

46) Joseph Schumpeter, *History of Economic Analysis* (London: Routledge, 1994), p. 107. (東畑精一、福岡正夫訳『経済分析の歴史』上巻、岩波書店、2005年、190ページ。)

47) T. Veblen, *The Place of Science*, pp. 241-242.

48) Thorstein Veblen, *The Theory of the Leisure*

Class: An Economic Study of Institutions (New York: Augustus M. Kelly, Bookseller, 1975), p. 213. (村井章子訳『有閑階級の理論』筑摩書房、2016年、238ページ。)

49) *Ibid.*, p.188. (上掲訳書、217ページ。)

ながら、「『人間は習慣の内容物を心のなかで消化する。その習慣の指図のもと人間は行動し、習慣や性向の趨勢を察知する⁵⁰⁾。』……習慣は、特定の部類の状況のなかで特定の方法で行動する性向である⁵¹⁾』と主張する。それゆえヴェブレンは、「現在の状況が将来の制度を作り上げるのは、選択的で強制的な過程を通じてであるし、人間の習慣的なものの見方に影響を与えることによる⁵²⁾』と述べている。

こうしてヴェブレンは習慣概念を用い、「制度は慣例の性質を帯びている。慣例は習慣化することと一般に承認されることによって自明で無視できなくなる⁵³⁾』との見地から、「活動が展開していくなかで実現し表現しようとする性向と習慣の首尾一貫した体系⁵⁴⁾』について論述した。

これまでみてきたように、ヴェブレンはダーウィンやジェームズらの影響を受け、制度がどのように進化するか、その理論を立てる際、制度と人間行動との相互作用を重視する。制度が個人に影響を及ぼすと同時に個人が環境のなかで獲得し受け継いできた習慣的行動も役割を演ずる。習慣は、ひとたび確立すると、意図や信念を潜在的に基礎づける。制度は社会構造であり、思考・活動の習慣に影響を与える。ヴェブレンは、例えば、所有制度が男性ばかりでなく女性の経済生活を規定するように、制度は個人に強制的な力ばかりでなく、個人の欲望などにも影響を及ぼすことを考慮したうえで、次の見解を披瀝する。

「個人の行為は、集団内での自身と仲間との習慣的關係が束縛し方向づけるばかりでなく、これらの関係は、また、制度的性格を帯びているので、制度状況が変化するにつれて変化する。欲望・欲求、目的・意図、方法・手段、個人行為の広さ・動向は、制度的変数の関数であり、その変数は、極めて複雑で完全に不安定な性質を帯びている⁵⁵⁾。」

ヴェブレンは、制度が個人に及ぼす関係と同時に個人が制度に及ぼす関係も重視する。彼は、その論文「野蛮時代における女性の地位」においては、道具を効率的に利用できるようになり、労働能率が上昇した結果、戦闘階級と平和を維持する階級とに因習的に分けられるとし、武勇という行為の規準、つまり壮健な男性の生活習慣が制度化していく、換言すれば、習慣化を通じて制度は作り上げられると考えた。この点を一層敷衍してヴェブレンは、こう述べる。

「制度構造の成長・変化は、集団に属する個々の成員たちの行為から現れる。個人の経験から、個人の習慣化を通じて、制度が初めて生ずるからである。そしてこの同一の経験においてこそ、制度が行為の目的と意図を方向づけ限定するように作用する。個人にこそ、制度体制は、共同社会の生活体系を作り上げる因習的規準・理想・行為の規準を押しつける。この分野の科学研究は、それゆえ個人行為を論じなければならないし、その理論的結果は個人行為に基づいて明確に述べなければならない⁵⁶⁾。」

如上的ような視点からヴェブレンは、制度変化が習慣に及ぼす影響を考察した。「変分成長の状況⁵⁷⁾」を考慮しつつ、彼は、その所説において、私有財産を自然法に基づいて理解することは、史的過程あるいは進化過程を超越していることになると考えることになるから、ダーウィンの進化論の流れをく

50) Thorstein Veblen, "The Instinct of Workmanship and the Iirksomeness of Labor," *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 2, September, 1898, p. 188.

51) Geoffrey M. Hodgson, "Reclaiming Habit for Institutional Economics," *Journal of Economic Psychology*, Vol. 25, No. 5, October, 2004, p. 652.

52) T. Veblen, *The Theory of the Leisure Class*, p. 190. (前掲訳書, 219 ページ.)

53) Thorstein Veblen, *Absentee Ownership and Business Enterprise in Recent Times: The Case of America* (New York: Augustus M. Kelley, Bookseller, 1964), p. 101.

54) T. Veblen, *The Place of Science*, p. 74.

55) *Ibid.*, pp. 242-243.

56) *Ibid.*, p. 243.

57) *Ibid.*, p. 177.

む科学思想と相容れない点を論じた。

したがって本稿で取りあげた論文で確認したように、ヴェブレンにとって、所有権は歴史的過程のなかで作り上げられた習慣である。財産は史的習慣であり、それゆえ具体的な歴史的発展の結果であった。

翻ってヴェブレンによれば、「……最初の所有形態は、共同社会の強壯な男性による女性の所有であり⁵⁸⁾」,「財産は、うまくいった襲撃のトロフィーとして保持される戦利品から始まった⁵⁹⁾。」トロフィーとしての女性は、男性が女性を所有するという概念に進化する。「女性の所有から、所有権の概念は拡大し女性の産業の生産物を含むようになり、それで人ばかりでなくものの所有権も生ずる⁶⁰⁾。」私有財産の考えは、社会的地位を達成したり誇示したりすることに基礎づけられている。それゆえ財産権は、人の労働よりむしろ人の地位の結果であった。ヴェブレンが、労働にその生産物の所有に対する自然権を見いだす理論を批判するゆえんである。ヴェブレンは、地位を求める私有財産の考えをめぐる自身の歴史的な理解を、ダーウィンの進化論によって強調しつつ、ダーウィン以前の科学の欠点を、生産的労働に所有の自然的基礎を見いだした点に看破し、この点を是正すべく、機械的事実ではなく民族心理学の見地から所有権をめぐる自説を展開した。

参考文献

- Heimann, E., *History of Economic Doctrines: An Introduction to Economic Theory* (New York: Oxford University Press, 1945). 喜多村浩訳『経済学説史』中央公論社, 1950年.
- Hodgson, G. M., "Institutional Economics," in *A Companion to the History of Economic Thought*,

edited by Warren J. Samuels, Jeff E. Biddle, John B. Davis (Malden: Blackwell Publishing, 2003), pp. 462-470.

Hodgson, G. M., "Reclaiming Habit for Institutional Economics," *Journal of Economic Psychology*, Vol. 25, No. 5, October, 2004, pp. 651-660.

Hutton, A., "Institutionalism: Old and New," in *Encyclopedia of Political Economy*, edited by Phillip Anthony O'Hara (London: Routledge, 1999), pp. 532-535.

Mitchell, W. C., "The Place of Veblen in the History of Ideas," in *Veblen's Century: A Collective Portrait*, edited with an introduction by Irving Louis Horowitz (New Brunswick: Transaction Publishers, 2002), pp.41-63.

Roll, E., *A History of Economic Thought* (London: Faber and Faber LTD, 1978). 隅谷三喜男訳『経済学説史』上・下巻, 有斐閣, 1970年.

Rutherford, M., "American Institutionalism and its British Connections," *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 14, No. 2, June, 2007, pp. 291-323.

Rutherford, M., *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947: Science and Social Control* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010).

Samuels, W. J., "Institutional Economics after One Century," *Journal of Economic Issues*, Vol. 34, No. 2, June, 2000, pp. 305-315.

Schumpeter, J., *History of Economic Analysis* (London: Routledge, 1994). 東畑精一, 福岡正夫訳『経済分析の歴史』上・中・下巻, 岩波書店, 2005~2006年.

Spiegel, H. W., *The Growth of Economic Thought* (Durham: Duke University Press, 1991).

Trivers, R., *Social Evolution* (Menlo Park: The Benjamin/Cummings Publishing Company, Inc., 1985). 中嶋康裕, 福井康雄, 原田泰志訳『生物の社会進化』産業図書, 1991年.

Veblen, T., *Absentee Ownership and Business Enterprise in Recent Times: The Case of America* (New York: Augustus M. Kelley, Bookseller, 1964).

58) T. Veblen, *The Theory of the Leisure Class*, pp. 22-23. (前掲訳書, 69ページ.)

59) *Ibid.*, p. 27. (上掲訳書, 72ページ.)

60) *Ibid.*, p. 24. (上掲訳書, 70ページ.)

- Veblen, T., "The Barbarian Status of Women," *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 4, January, 1899, pp. 503-514.
- Veblen, T., "The Beginnings of Ownership," *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 3, November, 1898, pp. 352-365.
- Veblen, T., "The Instinct of Workmanship and the Irksomeness of Labor," *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 2, September, 1898, pp. 187-201.
- Veblen, T., *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays* (New Brunswick: Transaction Publishers, 1990).
- Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise* (New York: Augustus M. Kelly, Bookseller, 1975). 小原敬士訳『企業の理論』勁草書房, 2002年.
- Veblen, T., *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study of Institutions* (New York: Augustus M. Kelly, Bookseller, 1975). 村井章子訳『有閑階級の理論』筑摩書房, 2016年.